



低 VOC 塗料自主表示ガイドライン
～ 「低 VOC 塗料(溶剤形)」 ～

平成 18 年 11 月

社団法人 日本塗料工業会

※平成 25 年 4 月より一般社団法人 日本塗料工業会に移行いたしました※

目 次

はじめに	1
1. 本ガイドラインの目的	2
2. 本ガイドラインの考え方	2
3. 表示対象塗料の定義	2
4. VOC含有量の確認	2
5. 表示方法	3
6. 本ガイドラインの見直しについて	3

はじめに

光化学オキシダントや浮遊粒子状物質による大気汚染の状況はいまだ改善されない状況です。その対策として揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制を目的として、平成16年5月26日付けで大気汚染防止法が改正交付され、平成18年4月1日付けで施行された。

このVOC規制は、VOCを大量に排出する施設を対象とした法規制と、事業者の創意工夫に基づく柔軟で費用対効果の高い自主的取組を適切に組み合わせる「ベストミックス」により効果的な排出抑制の取り組みを進めることになっている。

この対策によりVOCの総排出量を、平成12年度を基準として平成22年度までに30%削減する目標が掲げられた。

このうち、法規制で10%、自主的取組で20%削減することが大まかな目安となっており自主的取組が非常に重要との位置づけとなっている。

こうした背景を受けて、日本塗料工業会では、平成15年12月に塗料メーカーとユーザーが共に協力して推進するため、平成13年度比で平成18年に30%、平成20年に50%抑制とするVOC排出抑制の目標値を明確にするとともに、平成16年5月に「揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制ガイドライン」を発行し、塗料製造販売・塗装関係各団体等に積極的なVOC排出抑制活動を呼びかけている。

本ガイドラインは上記のガイドラインの趣旨に則り、目的・目標を達成する為の一つの手段として、「低VOC塗料（溶剤形）」を自主表示することで、VOC排出抑制活動の促進を図ることとともに、環境被害や人の健康被害が軽減されるよう又、塗料業界が社会の一員として無くてはならない存在として有り続けるために設定するものである。

1. 本ガイドラインの目的

大気環境への負荷低減、人への健康影響を未然に防止するために、大気汚染の主な原因の一つとされる揮発性有機化合物（以下、VOCという）を低減した塗料について、塗料の使用ユーザーや一般消費者から見て「分かりやすい表示」（「低VOC塗料（溶剤形）」）をすることにより、国民が塗料を選びやすくなる枠組みを提供し、これらの塗料の普及拡大をはかり、「大気環境の改善、生活環境の快適化」に日本塗料工業会として貢献する。

2. 本ガイドラインの考え方

(1) 自主表示活動の性格

- ・ 本ガイドラインは、塗料製造・販売等を営む企業が責任を持って自主的に「低VOC塗料（溶剤形）」の標語をラベル等に表示するための基準である。
- ・ 「低VOC塗料（溶剤形）」の表示は、本ガイドラインの条件を満たしている場合にのみ、表示企業がラベル、カタログ、MSDSなどで記載するものである。

(2) 表示商品に関する役割と責任

- ・ 当工業会は、表示するための基準については関与するが、個々の商品についての審査、登録、品質の保証や管理を行うものではない。
- ・ 表示商品に関する品質や表示についての違反及びトラブルについての責任は、各商品の製造者、販売者及び表示者にある。
- ・ 本ガイドラインに基づき表示をする会員又は非会員は、商品品質の維持管理に努める。
- ・ 本ガイドラインに基づき表示をする会員又は非会員は、表示する商品品質に関する外部からの質問等の要求に対し、速やかに説明対応できるように努める。

3. 表示対象塗料の定義

溶剤形塗料で、塗料中のVOC含有量が30重量%以下の塗料に適用する。

◆補足事項1：VOC（揮発性有機化合物）

本ガイドラインで対象とするVOCは塗料が対象であるため、世界保健機構(WHO)のVOC分類に基づく「沸点範囲（常圧；50-100℃～240-260℃）の揮発性有機化学物質」とする。

4. VOC含有量の確認

表示会社は、表示が商品不当表示防止法に抵触することがないように、下記の何れかの方法で「3. 「低VOC塗料（溶剤形）」の定義」に該当することを確認する。

- ① 重量法 ISO 11890-1（VOC含有量15%以上）
- ② ガスクロマトグラフ法 JIS K 5601-5-1（VOC含有量0.1～15%）
- ③ 塗料成分試験方法 加熱残分 JIS K 5601-1-2^{注)}からの逆算法

注) ③の測定条件で揮発しない高沸点溶剤を含む場合は次頁の確認表にてあわせて検証する。

VOC含有量確認表

	成分名	重量% (少数以下1桁まで記入)	塗料中のVOC含有量% (最大値)
塗料	樹脂(固形分)		—
	顔料(固形分)		—
	添加剤(固形分)		—
	溶剤		
	合計	100.0	—

注1) 色つやのある商品や季節等により比率が変わる場合は重量%を巾で記入する。

5. 表示方法

「低VOC塗料(溶剤形)」を商品容器等に表示する。これとあわせてVOC含有量の数値表示をする場合は、最大値で表示する。本ガイドラインに基づく旨を表示に追加する場合は「(一社)日本塗料工業会基準」と表示する。

表示する場所は、商品ラベルのほか、カタログ、MSDSへの記載、自社ホームページへの掲載等は各社の自主的な判断とする。

表示に当たっては、信頼性向上のため「統一表示」をする。

表示する箇所、大きさは自由とし、各社の自主的な判断とする。

◆表示例

「低VOC塗料(溶剤形)」

※1：含有量を数値表示する場合

「低VOC塗料(溶剤形) VOC25%以下」

※2：本ガイドラインに基づく旨を表示に追加する場合

「低VOC塗料(溶剤形) (一社)日本塗料工業会基準」

6. 本ガイドラインの見直しについて

本ガイドラインは、VOC排出抑制目標の達成に向けた活動のスパイラルアップを図るため、塗料からのVOC排出実態や社会動向等を鑑み、必要に応じて本ガイドラインの見直しを検討する。